

長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則の規定事項一覧

条例における規則への委任事項		規則での規定事項		規定内容
—	—	第1条	趣旨	条例に基づき特定歴史公文書の保存、利用等に関して必要な事項を定める
第12条第4項	特定歴史公文書の目録の作成及び公表に関すること	第2条	目録の作成及び公表	目録の掲載項目及び公表の方法を定める
第13条第1項第3号	利用請求書の記載事項	第3条	利用請求書	特定歴史公文書利用請求書を定める
第15条	本人確認の方法	第4条	本人であることを示す書類	本人情報を利用させるための、本人であることを示す書類を定める
第19条第1項	意見書提出の機会を付与できる第三者に対して通知する事項	第5条	条例第19条第1項の規則で定める事項	意見書提出の機会を付与できる第三者に対して通知する事項を定める
第19条第2項	意見書提出の機会を付与しなければならない第三者に対して通知する事項	第6条	条例第19条第2項の規則で定める事項	意見書提出の機会を付与しなければならない第三者に対して通知する事項を定める
第19条第3項	移管元実施機関に対して通知する事項	第7条	条例第19条第3項の規則で定める事項	移管元実施機関に対して通知する事項を定める
第20条	電磁的記録を利用させる場合の方法	第8条	電磁的記録の利用の方法	電磁的記録を利用させる場合の方法を定める
第21条	写し等を交付する場合の費用	第9条	写し等の交付費用	写し等を交付する場合の費用を定める
第28条	条例第3章に定めるもの以外で特定歴史公文書の保存、利用等に関すること	第10条	補則	規則に定めるもののほか、必要事項は別に定める